

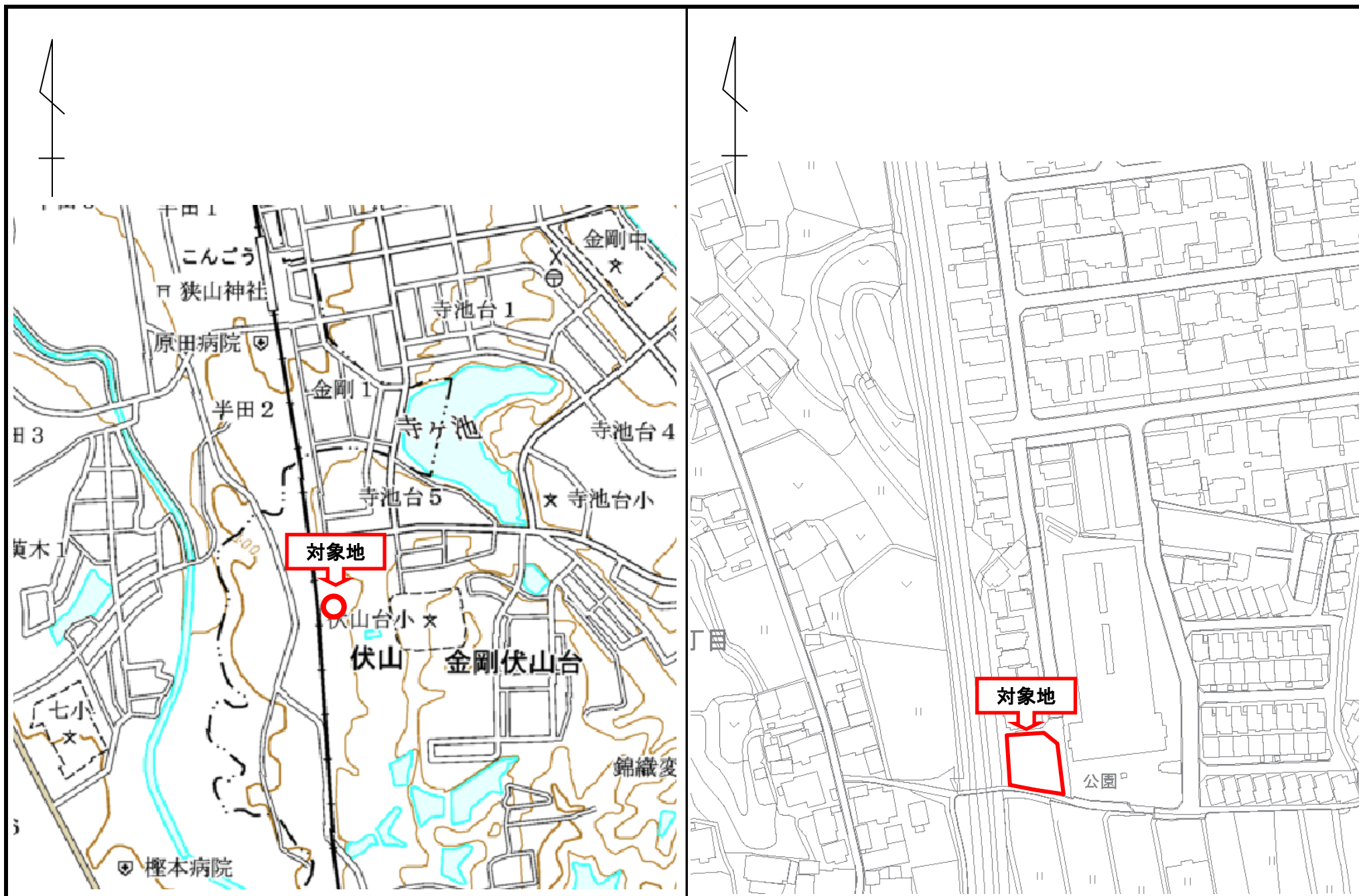
物 件 明 細

物件番号	所在地	富田林市寺池台五丁目44番14の一部 (富田林市寺池台五丁目44番14)	地目	雑種地	交通機関	南海高野線 金剛駅 南方約750m	最低使用料 (年額)	1,924,600円/年	
5	(住居表示)								
土地の概要					特記事項				
面積	使用許可対象面積 497.04 m ²				【 裏面に記載 】				
接面道路の状況	北側 : 市道 幅員 = 約 6.0 m 舗装 有 ・ 高低差 無								
法令に基づく制限	市街化区域内								
	都市計画法	用途地域	第一種中高層住居専用地域						
		地域地区							
	建ぺい率	60%	容積率	200%					
その他	・建築基準法								
その他条件									
供給処 理施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
	公営水道	本管	引込管	富田林市上下水道部水道工務課 0721-25-1000(代)					
		有	無						
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)羽曳野営業所 0800-777-8026					
		有	無						
	都市ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141					
有		無							
公共下水道	本管	引込管	富田林市上下水道部下水道管理課 0721-25-1000(代)						
	有	無							

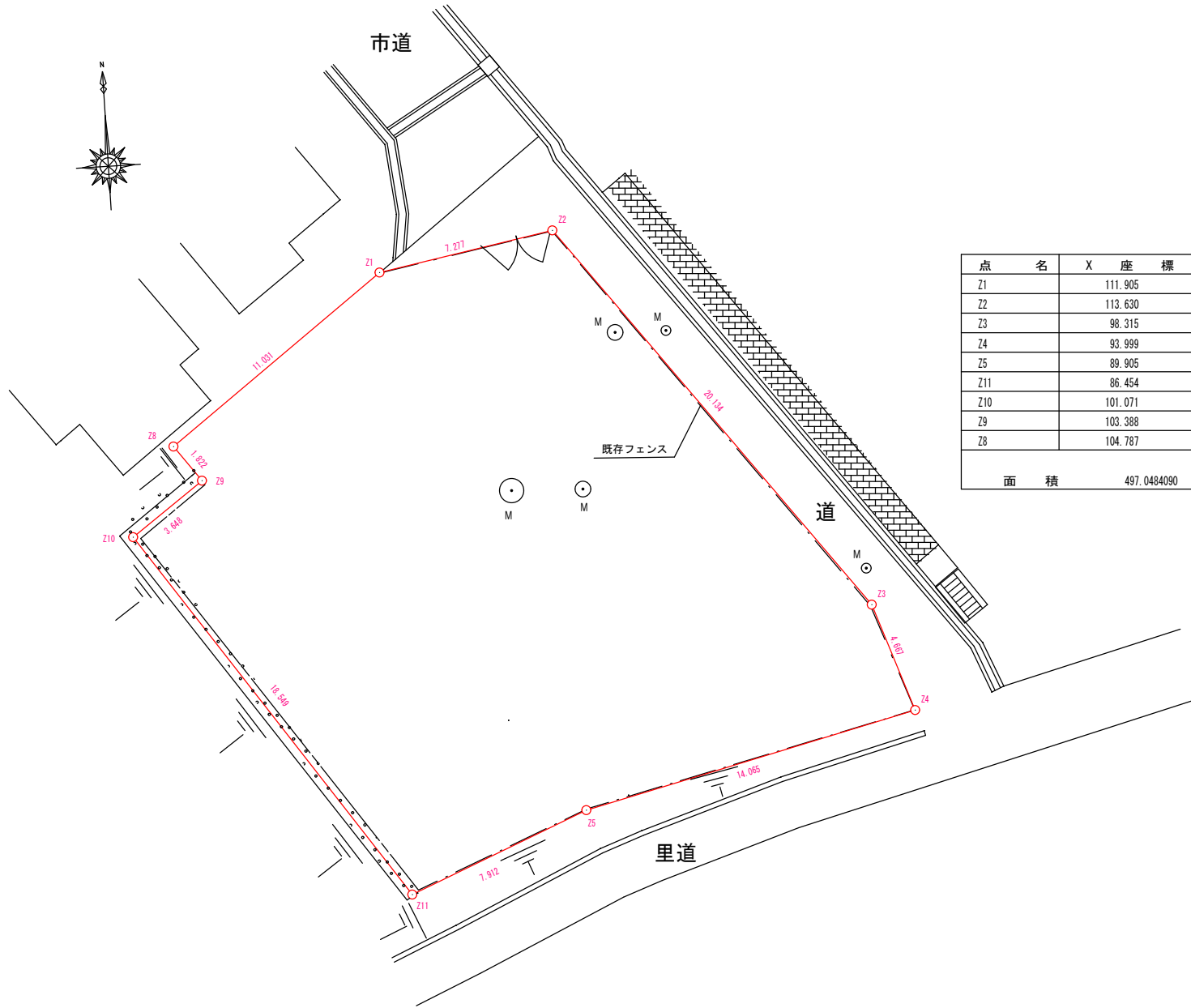
特記事項

- 1 平面駐車場(コインパーキングを含む)に限定した平面利用に限ります。
- 2 対象地への車両等の出入りについては、南部流域下水道事務所と協議し、許可を得てください。但し、対象地東側及び南側からの車両の出入りはできません。なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は、全て使用者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府南部流域下水道事務所総務企画課 電話072-438-7406(代)
大阪府南部流域下水道事務所維持管理課 電話072-438-8235(直)
- 3 開発行為及び建築行為の際は、関係機関と協議してください。
(お問い合わせ先)
開発行為: 南河内広域事務室 広域まちづくり課 電話 0721-20-1198
建築行為: 建築指導室審査指導課 確認・検査グループ 電話 06-6210-9724
- 4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。
排水等の処理については、富田林市上下水道部下水道管理課と協議してください。
(お問い合わせ先)
富田林市上下水道部下水道管理課 0721-25-1000(代)
- 5 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。
- 6 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
- 7 対象地外の府所有地(ネットフェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。
- 8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、使用者の負担となります。
- 9 アスファルト舗装、ネットフェンス、安全柵その他の施設又は工作物の撤去、形状変更及び整備については、南部流域下水道事務所と協議し、許可を得てください。
(お問い合わせ先)
大阪府南部流域下水道事務所総務企画課 電話072-438-7406(代)
大阪府南部流域下水道事務所維持管理課 電話072-438-8235(直)
- 10 対象地内に設置されている3カ所のマンホールについて、中心より半径2m内での掘削、設備の設置を行わないこと。また、マンホール上に車両及び物品は置かないこと。通行に係る使用のみ認めるものとします。
- 11 本府の流域下水道事業に係る下水道管渠の大規模点検・改築更新を行う場合があります。作業時は当該用地を使用することができなくなります。(大規模点検の場合概ね2~3ヶ月程度、改築更新の場合概ね6ヶ月~1年程度、作業規模により期間は異なります。)
大規模点検・改築更新を行う場合は、事前に南部流域下水道事務所より連絡します。
- 12 地震発生時等、緊急時に本府の流域下水道事業に係る維持管理業務のため、対象地に立ち入ることがあります。
下水道管渠内の点検等のため、一時的に公用車両を駐車、点検・保守資材の設置を行う場合があります。(補修作業を伴う場合、作業終了時まで設置します。)
- 13 本府の流域下水道事業に係る維持管理業務のため、対象地を1ヶ月以上使用出来ない場合、別途協議します。
- 14 本物件は、国の補助を受けて取得した土地であるため、使用許可に際しては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定により近畿地方整備局長の承認が必要な為、限定した利用と成っております。
- 15 現地に有る門扉は、大規模点検・改築更新時等の点検車両の通行を想定していません。使用者の利用形態等の理由により現在の設置箇所以外に当該門扉を移設する場合は、現在の門扉の出入口幅を確保してください。なお、移設位置等に関しましては、大阪府南部流域下水道事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府南部流域下水道事務所総務企画課 電話072-438-7406(代)
- 16 本府の流域下水道事業に係る維持管理業務のため、対象地に立ち入り、マンホールの開閉、点検・保守資材の設置及び公用車両の駐車を行う場合があります。また、大型車両の転回の為本府より対象地の一部を使用する要請を行う場合があります。
- 17 対象地の南北側・東側道路における視認性確保(歩行者、車両等の通行目視のため)の観点から、各道路沿いに視線を遮る様な看板(案内看板・空満看板等)等の設置はできません。

(1)位置図 (物件番号:第5号)



(2) 平面図 (物件番号: 第5号)



点名	X座標	Y座標	$Y_n * (X_{n+1} - X_{n-1})$	距離
Z1	111.905	95.022	840.279546	7.277
Z2	113.630	102.092	-1387.430280	20.134
Z3	98.315	115.163	-2260.764853	4.667
Z4	93.999	116.939	-983.456990	14.065
Z5	89.905	103.483	-780.779235	7.912
Z11	86.454	96.363	1075.989258	18.549
Z10	101.071	84.943	1438.424762	3.648
Z9	103.388	87.761	326.119876	1.822
Z8	104.787	86.594	737.521098	11.031
面積			497.0484090	
倍面積			994.096818	
地積			497.04	m ²

図面名	平面図
作成年月日	平成26年8月15日
縮尺	S = 1 : 250
事業者名	大阪府